

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会会議録

平成24年9月13日(木)

午後1時30分から午後3時30分まで

環境生活部共用会議室

配布資料

資料1：平成23年度ツキノワグマ捕獲等実績

資料2：平成24年度宮城県ツキノワグマ保護管理事業実施計画書

資料3：第二期宮城県ツキノワグマ保護管理計画達成状況

資料4：宮城県ツキノワグマ次期計画の改訂方針

1 開 会

事務局が開会を宣言し、自然保護課長があいさつを行った。

2 あいさつ(自然保護課長)

3 報 告

事務局から本日は構成委員9名中6名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第5条第6項の規定で準用する第4条第2項の規定により定足数を満たしていることから本会議が有効に成立していると報告が行われた。また、会議については原則公開であり本会議についても特段の支障がないことから公開で行うことを報告。

4 議 事

条例第4条第1項の規定により以降、青井部会長が議長となる。

部 会 長： (1)平成23年度における捕獲等の実績及び平成24年度実施計画書について事務局から説明願う。

事 務 局： 資料1：平成23年度ツキノワグマ捕獲等実績及び、資料2：平成24年度宮城県ツキノワグマ保護管理事業実施計画書により説明。

伊澤委員： 昨年度の捕獲数がかなり減っているが、何か要因は考えられるか。

事 務 局： 要因は山の実りが良かったため、里に下りてこなかったのではないかと思う。

伊澤委員： 資料を見ると平成23年度は凶作となっている。今の説明では豊作だったといっている。

事 務 局： 説明を補足させていただく。ブナの実りは東北森林管理局で調査したもので、その年の秋の実りと考えていただくといいが、確かに平成23年度は凶作だが、前年が皆無という状況から考えると、相対的に実りがあったということになるかと思う。また、捕獲数の推移は、基本的に有害捕獲の数によるものが非常に多くなっている。里に下りてきているクマの多さによりクマの捕獲数が変わってくる状況となっている。

伊澤委員： なぜ平成23年度は里に出てこなかったのか。

事務局： 実りの問題と、もう一つ、平成23年度は震災の影響もありクマ出沒に関する情報伝達がどれだけうまく行ったのかという問題も総体的にあり、災害等でなかなか出沒に関する情報を行政機関に伝達するのに支障が出たのかなと思っている。

伊澤委員： 様々な要因はあると思うが、数字だけ出されると何も分からない。出沒件数で、平成23年度は減っている。その下に凶作と書いていながら、一方で説明が被害の問題になってしまっている。被害の問題はそれとして特記しておかないと、この数字だけが注視されてしまう。この数字で今年の検討に入るわけだから、説明も無いまま、表だけ出して検討と言われても困る。

昨年度は栗が豊作だった。栗が豊作のときは、普通は里に出てくるのだが、山の栗も多かった。それで目撃が減ったと思われる。道路わきにもいっぱい落ちていて栗拾いに行く人は、そこで十分拾ってしまったと川崎町等から聞いた。このようなことであるので、ブナの豊作凶作だけを出すだけでなく、どんぐりや栗のことも検討する必要がある。栗でも里の栽培栗と山の柴栗では実り方も大きさも全然違う。そこまでしないと分析にならない。検討する以上は、ある程度の資料を提出された方がいい。

部会長： 伊澤委員からも意見があったが、確かに岡委員の研究でブナの不作のときは、捕獲数が上がると出ているが、実際、出沒するのは夏である。ブナが生る前の話なので、ここにブナの結果を書いて、それと出沒の関連付けるような表記にするのは誤解を招くのではないかと思う。この辺は、次年度以降御検討いただけたらと思う。

事務局： 次年度以降気をつけたい。

岡委員： 今の話、付け加えさせていただきたい。このブナの豊凶数値は東北森林管理局でプレスリリースで発表しているものです。この調査は宮城県6箇所しかない。そのデータで一番下の2.8という数値は、4段階に分ける。ブナの開花情報を咲いていない、少ない、中くらい、多いの4段階に分けて多い箇所が5点もらえるんです。そのポイントが3箇所あり、それで平均すると2.8となっている。宮城県全体を綺麗に見れているものではないというのを意識しておかないと数値が先走りして、今の話をしてしまう。ここが一番下に書いていますがこの分け方は、東北森林管理局でやっているわけ方である。データとして信頼できないという話ではなく、それを参考にさせていただいても構わないが、宮城県全体を調査して出しているわけではないということに注意していただけるといいと思う。

部会長： この実施計画書は、始めてであり今年から始めたということだが、なぜ、今年から始めたのか。各市町村ごとに分かれているが、何処で作ったのか。各市町村で作ってもらい、自然保護課まとめたのか。県で作成したのか。その点を教えていただきたい。

事務局： クマ保護管理計画を平成22年11月に初めて策定したと冒頭で話したが、それを受けて平成23年度に各市町村が平成24年度版を立てたという時系列的になっている。この計画は、市町村が作成したものを取りまとめたものである。

部会長： 重点区域の市町村が出したということでもいいか。

事務局： 重点区域の市町村に対し作成を依頼し、作成していただいたものである。名取市については、被害が出ていないため、作成はしていない。

部会長： 各市町村の被害の削減目標を20%と出しているが、目標だからいいだろうということ

になると思うが、具体的な目途があるのか。或いは、具体的な方策をとれば20%減らせるというもくろみがあり出しているのか。ただ数字を努力目標として上げたに見えるが、その点は県で把握されているか。

事務局：クマ以外のイノシシ、シカ、サルで削減目標を立てている市町村が多いため、それに習ってツキノワグマについても、計画を立てた市町村が多いのだと思う。

部会長：目途があり出しているのではなく、一応20%減らそうという目標を掲げたということではよいか。というのも、20%と書いていてそれに対する方策が書いていない市町が見受けられる。対策を挙げないで何で被害を減らせるのかなと思う。

事務局：今年度が初年度の計画なので、この内容については、再度市町村に確認していきたいと思う。

千葉委員：市町村から出てきたというが、大和町は出ていないのか。毎年、有害鳥獣捕獲で捕っている。

事務局：確認する。

千葉委員：大和町は、今年、既に6頭も捕っている。なので提出してもらった方がいいと思う。傾向だけ見ても分からないので捕獲しているところを網羅しないと比較検討にならないと思う。よろしく願います。

部会長：確認をお願いします。

伊澤委員：ツキノワグマの被害を防ぐ為に電気柵が多くの市町村で出ている。栗原市は宮城環境交付金を活用すると書いているが、クマに効くのか。イノシシ等では分かるが、行動範囲の広いクマに対して効くのか。クマの電気柵というのは聞いていなかったの伺いたい。

事務局：栗原市と事例は違うが、鶏舎等において、電気柵を導入しているというのは聞いており、2段ではなく、3段のもので若干、構造を補強するかと思うが、それで敷地全体を囲うというスタイルのもので、施設によっては、有効なものと思う。栗原市の対策がこういうものを想定しているのかは確認する。

部会長：岩手県では、イノシシがないので、クマだけの電気柵は、やっている。

もう一つ質問ですが、各市町村で個体数管理の項目を挙げて捕獲目標数は5頭や10頭である。先ほどの説明では、これ以下という意味ですという話だったが、各市町村ごとに個体数管理項目が出てくるという事自体が違和感がある。親計画では、個体数管理の欄に有害鳥獣捕獲という項目で繁殖力が弱いこと行動範囲が広いことから地域単位で個体数管理を行うものではなくと謳っているのにもかかわらず、各市町村であげてくること自体が親計画と矛盾している。そもそも市町村単位で広範囲で移動するものの捕獲目標数を設定することにどれほど意味があるのか。要するに被害が出る年は、ある市町村で集中して出ることにはありえるので、そこでは目標以下に抑えるということは言ってもらえないと思う。やはり被害を抑える為にどんどん捕らなければならない事態になることもあると思うので、ここに町村ごとに数をあげることにどれほど意味があるのか。

事務局：現状ではクマの権限は全て県（地方振興事務所）であり、市町村には移譲していないので、部会長が言われるとおりだと思うが、他の計画に影響を受けたかと思う。確かにこれを立てて実効性があるのかというやや疑問の点も多いので、聞き取りして次年度以降の

計画に反映させていただく形にしたいと思う。

部会長： 是非，その辺は御検討いただきたいと思う。親計画との整合性というのもあるので再検討をお願いします。

部会長： 被害防除対策ということで，かなりの市町村がモニタリング調査の実施をあげているが，どういうことをモニタリングするということなのか。町村レベルでモニタリングをすること自体の意味も分からない。

事務局： 仙台市については，GPS を用いた調査を実施するとあるが，他の市町村については確認させていただきたい。

部会長： 仙台市だけはきちんとしたものを出しているが，その他のところは，何か一応書いとけという感じで出てきているような感じもあるので，先ほどの削減目標も含めて実効性のある実施計画なのかというには，多いに疑問があるので是非来年度に向けてきちんとした指導をしたほうがいいと思う。

事務局： 調査については，県も色々進めて行こうと考えているが市町村単位ごとによる実態把握もやって頂きたいという思いもある。どういった協力体制をとればやっていけるのかも含め自治体と御相談させていただきたい。

部会長： よろしくをお願いします。市町村レベルでモニタリングというのはなかなか出来ないと思う。やはりそこは県がモニタリングをしていかないと意味のあるモニタリングにならないと思うので，是非とも指導力を発揮していただけたらと思う。

事務局： 補足させていただくと，出没の状況等は，市町村から頂く情報が圧倒的に多いので，モニタリング調査に協力しているという認識もあり記載したと思われるが，それも含め市町村と連絡調整をしていきたいと思う。

部会長： 了解した。よろしくお願ひしたい。
よろしいか。

それでは(2)次期ツキノワグマ保護管理計画について事務局から説明願う。

事務局： 始めにスケジュールを説明。続いて，資料3：第二期宮城県ツキノワグマ保護管理計画達成状況及び，資料4：宮城県ツキノワグマ次期計画の改訂方針により説明。

部会長： 被害の防除に関する目標について，新計画では，被害額は，「過去3年間の平均を維持すること。」とあるが，表現としてはおかしい。平均を上回らないようにの方が適切ではないか。

事務局： そのように訂正する。

土屋委員： 出没件数とブナの豊凶指数はかけ離れているような感じがする。先ほど伊澤委員が言ったように山の栗が豊作だったようなので，他の作物のその年の予想を載せるべきではないか。それで，出没件数の予想や，今年は捕獲が多くなりそうだとか言ってはどうか。

事務局： ブナの結実豊凶の関係については，比較的東北地方においては，相関関係が高いという話もあるが，地域ごとや，実際このように見て，若干違和感があるというのもあるため，この豊凶が何年後に効いてくるのか，その辺検討していくべきと考えている。どういうデータが適当なのか検討させていただきたい。

部会長： 県の林業技術総合センターでは，他の豊凶予測，調査はされていないのか。

松野委員： 調査していない。

事務局： 補足だが、前回の部会の議論で気仙沼を新たに重点地域にしてはどうかという議論があったと思うが、今回の変更の中で、重点区域の考え方というのも大きく変えている。新たに、中間的な部分として、警戒区域を設けた。従来は、東北自動車道が一定のバリアになるということで東北自動車道で分けていたが、実際には、東北自動車道を越えての目撃、被害例がかなり出ているので、基本的には自動車道にこだわらずに、市町村単位で分けることとしたい。なお、警戒区域の市町村にも出来る限り、計画を立ててもらい、防除対策を実施していただきたいと考えている。

部会長： 高速道路にこだわらないのは賛成である。高速道路は全くクマのバリアには、なっていない。岩手県でも同じであり、そもそも高速道路で沢山跳ねられているくらいである。普通に高速道路の下をくぐったり、金網を越えたりしているため、今回のゾーニングの見直しは、極めて現実的ではないかと思う。

岡委員： 捕獲上限数を柔軟に取扱うのはいいと思う。過去3年間で超したの是一次だけで、自粛をお願いしたのもその年だけである。自粛の結果、どうだったのか。

事務局： 狩猟では4頭の捕獲であった。自粛については、猟友会を通して自粛を行っているところだが、会に所属していない方の捕獲であった。

岡委員： 平成22年度の数字か。

事務局： そうである。

近年の狩猟の捕獲頭数は、10数頭前後で推移しているが、自粛要請を行った年については、4頭であり、効果はあったと思われる。4頭というのは、猟友会に入っていない方だったので、連絡体制の問題などいろいろな要因はあるが、そのような報告をいただいている。

岡委員： 柔軟に取扱うこと、及びフィードバック管理は保護管理の鉄則であるため、重要なことであるが、具体的に前年度の状況をどう考慮するのが問題である。何か案はあるのか。

事務局： まだ、決めきれていない部分があるが、一つは狩猟文化の維持ということもあり、確実に狩猟を自粛していただくのは、どうかという部分が一つと、それと現実に、この数年間、有害捕獲は50頭前後で推移しているが、出没区域の拡大が顕著に見られるという状況もあるので、これも踏まえて保護管理が図れるのはどれかを再度検討させていただき、次の部会に謀りたいと思う。各委員と相談させていただきながら詰めさせていただきたいと思う。

岡委員： 「個体数管理は、狩猟及び有害鳥獣捕獲のみにより行い、数の調整による捕獲は行わないものとする。」とあり、違和感がある。これは変えないか。

事務局： 捕獲については、狩猟と有害と数の調整による捕獲というのが鳥獣保護法で定められている。数の調整による捕獲とは、増えすぎた鳥獣については、被害の有無に関わらず、計画で何頭まで捕獲するという管理である。特定鳥獣保護管理計画で定めた適正生息数まで減らすという制度があるが、それをクマにおいては行わないということである。イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルにおいては、個体数調整を実施しているところであるが、クマについては保護する種のため、行わないということ、こういう表現にしている。

部会長： これをやっている県はないと思う。

捕獲上限数の件だが、柔軟に対応するのは重要であり、評価できるが、50頭が依然としていっていると、そんなに大幅な増減は考えにくい。どこかに書いていたが、達成状況以下、「生息数は維持又は増加していると思う。」と。おそらく、このとおりだと思う。出没がかなり増えているのを考えると、クマの個体数はかなり増えつつあると思う。そのため、数年前にやった結果を、そのまま使われる予定だが、状況や、推定技術も進歩しているので、出来れば計画期間中に新たにもう一回、より制度の高い調査を是非お勧めしたい。ちなみに岩手県では、平成25年度から第3次計画になるが、岩手県の場合、環境保健研究センターというところがあり、そこが中心になって、生息数の推定調査を実施しているが、第1次のときは1300頭±だった。その後、途中でヘアトラップを取り入れたところ、1700頭±。去年は中止になったが、一昨年は奥羽山系、今年は北上山系で大々的なヘアトラップを実施しており、まだ正式には発表になっていないが、3000頭ぐらいになりそうだ。やはりきちんと、より正確にやっていると今まで過少推定だったということが明らかになってくる。宮城県の中央値633頭というのも果たしてどうなのかというのを大いに精査する必要があると思う。過少推定値の50頭にこだわっていた結果が、出没増加、分布拡大に繋がっていないともいえないと思うので、今年は予算がなくて無理だったようだが、是非、より正確な推定値を算出する調査を実施していただきたい。なぜかという、推定値が少ないと、狩猟自粛になってしまう。こんなことを言うと猟友会に起こられてしまうが、狩猟自粛をすると狩猟数は確かに減るが、実際には、狩猟しても届けなとか、数字が下にもぐってしまう。この間、山形に行ってきたが、そういう話を山形で聞かされた。公に狩猟が出来るような状況を毎年確保するということは、これからの被害防除のためにも、これは欠かせない時代になっていると思うので、その点を含めて是非、上限数については、もっと慎重に対応いただきたい。また、数値も含めて計画期間中でも結構である。また、変更しても構わないと思うので対応していただきたい。

伊澤委員： その点だが、捕獲数を見ると一番多いのは、平成2、3年を除くと平成17年の20頭である。しかも、現在、狩猟者が減っているし、放射能の問題がある。これでは足りない感じがする。思い切った対策を考えた方がいいと思う。

部会長： 私も同感である。

事務局： 今の意見も踏まえながら検討したい。

部会長： 平成25年度がすぐ迫っているので、この中に大幅な改編を盛り込むのはすごく難しいと思うが、少なくとも第3次の特定では、保護する視点から、個体数をどう抑えるかという視点のもった内容にしていかないと、今年の宮城県は出没騒ぎで振り回されており、ますますそれが加速すると思うので、大幅に視点を変える。急に大きく変えるのは難しいと思うので、そっちを踏まえた中身にして欲しいなと思う。会員が減っているというのに関係しているご意見あったが、千葉委員は意見等ないか。

千葉委員： 許可権限を知事から町村に移すというが、町村では、有害鳥獣捕獲対策協議会というのがある。そこで申請するので、そっちの方が早い。例えば、クマがでた場合は地方振興事務所に許可申請するので、許可が下りた時には、いなくなっているというのが多い。人身

に被害を及ぼすおそれがある場合には、これを町村に移譲するという事は、すぐに対応できるので良いと思う。結構前から要望していたけども。捕獲上限数50頭の関係では、狩猟の報告は3月15日になっている。途中で切られても、50頭なったからやめろというわけにはいかない。狩猟では。有害鳥獣捕獲は、50頭を超えたら自粛というのはできる可能性はある。追い払いをして、効果がなかったら許可申請を行う。協議会で申請を行う。猟友会で行うのではなく、振興事務所に町村で提出する。上限数の幅を持たせるのは評価できると思う。捕獲隊にならない理由がある。勤めてる方はなれない。許可が下りたと町村から連絡がきたときに隊員は、何時でも対応できることが条件になっている。隊員が年取っているのはそのためである。

事務局： 許可権限の話だが、クマについては、保護との関係や許可までの時間の問題もあると思うが、引き続き県の権限と思っているが、一部の市町村で移してほしいとの市町村もあり、事情を聞くと、一定程度特殊な事情がある市町村については、認めて行く方向も必要かとも思っている。今現在の考え方としては、県の権限を基本としつつ、一部の市町村については、移していくという方向で考えている。

部会長： その辺はもう少し議論が必要と思う。今の話だと基本は県で、希望のあった市町村は市町村に移譲ということだが、おそらく町村に移譲できるとなれば、多くの町村で移譲してほしいということに必ずなると思う。そうすると、歯止めが利かなくなる危険性がでると思う。そのため岩手県は、依然として緊急の危険性があるとき以外は県、作物等の有害捕獲も県の権限である。確かに土日に連絡がつかないなど、そういう批判もすごくきているが、県としてはがんとして、これは譲れないということではがんばってる。それを宮城県では、今回、移譲ということなのでこの辺は、ちゃんと議論した方がいいと思う。

事務局： 近県の状況をみると、岩手県では緊急の場合のみ、そのほかに青森県と山形県とが、基本的には市町村又は、条件付で市町村に落としている状況である。県知事としているのが、宮城県と秋田県となっている。近県の状況も踏まえて検討したい。

岡委員： 権限委譲にする条件は何かあるのか。

事務局： 具体的に考えていないが、想定としては、岩手県と同じような緊急な場合に限るとか、そういったものが想定されるのかなと考えていた。

部会長： 緊急の場合の許可は既にあるのでは。

事務局： 宮城県では、緊急の場合も県の権限である。

地方振興事務所において、24時間連絡体制をとっているのだから、基本的には全て連絡となっている。

部会長： 今の特例処理は、あくまでも地方振興事務所が土日誰かいて、対応しているという意味か。市町村が特別にやってもいいよと言っているわけではないのか。

事務局： 特例処理については、人身に被害が及びそうなときに、通常の許可であれば書類による許可の流れになるが、この場合は口頭での許可を出来るということである。

部会長： 了解した。市町村に移譲しているわけではないんですね。

千葉委員： 事後報告もありえるということ。

事務局： 24時間連絡体制をとっていると云ったが、権限のある職員が常時いるわけではなく、

ローテーションを組んで体制をとっているが、権限のある職員と連絡が取れないという可能性もある。

部会長： そうであれば、今回改訂したいのは、人身被害に及んだときに迅速に対応するため、市町村に権限を委譲することを検討するというのが本意であれば、そう書かないと、有害捕獲ところで権限を移譲すると書いているから、そうなった場合、何処の市町村でも、自分の町で許可できるという話になるのではないか。

事務局： その辺、整理して対応していきたい。

部会長： 希望があれば市町村に全てを移譲という意味なのか。緊急の場合に限っての話なのか。この文書では読み取れない。有害鳥獣捕獲全部を移譲すると読み取っていた。

事務局： 全市町村に移譲するという考えではない。

部会長： それは、絶対市町村は希望します。

事務局： その条件が使えるか、使えないかが整理できていない部分があるのと、書き方の問題があるのもそうだが、分権を所管している方で権限委譲に関する事務を行うが、その際に、岩手県のような形で条件を付けることが出来るか等の確認も必要なので、それが馴染むのかというのを確認する必要もあり、その部分も詰めた上で、ご相談させていただければと思う。

部会長： 何処まで移譲するかが良く分からないので、これではなかなか議論しようがない。緊急時なのか、希望があったら全部移譲する方針で行きたいのか、その辺は、もう一回会議があるようなので検討いただきたい。そのときは成案という形か。

事務局： 基本的には成案という形と考えているが、事前に部会長とご相談させていただきながら検討したい。

部会長： 私一人に相談されても各委員がどう思うかも問題である。是非全委員の意見を徴収してほしい。宮城のように都市化が進んだ住民の多いところで、全部殺すという話になるとパブコメをしたとき、いろんな指摘がされる。そのため、ここは慎重に検討いただきたい。本当に有害捕獲まで希望のあった市町村に移譲しなければならないのかは、本当にきちんと考えて検討した方がいい。もちろん岩手県方式がベストとは言わない。ここは慎重に検討した上で、どちらのやり方をしたいのかを明確にし、事前に各委員に諮っていただきたい。これは非常に重要なことだと思う。

事務局： この件に対しては、特に重要な案件だと思うので、各委員諮る形で薦めたい。

千葉委員： 知事許可権限は必要ないという話になっているので、一部と言われた方が戸惑う。

事務局： 「一部」の事例を岩手県等調査させていただき、検討したい。

部会長： 緊急時における許可件数だが、これが許可件数で、これに伴った実際の捕獲件数はいくらか。

事務局： 人身被害が発生しそうなときに、許可しているため殆ど獲っていると思われる。

部会長： 特例で出しているわけなので、やはり検証は必要である。是非これは、資料として提出していただきたい。

千葉委員： 土日にクマが出たときは、月曜日にしか許可が出ない。

事務局： 体制は土日もあることになっているので、確認する。

千葉委員： 猟友会は町の対策協議会から依頼される外ないので，一般の方が猟友会に獲ってくれと来てても猟友会ではタッチしませんから，協議会に行つてという。

事務局： 市町村に聞くと，土日は遠慮して言わなかったりがあるようだ。そこは，現場の状況も詳しく調べたいと思う。

千葉委員： 出没件数が多くなっているが，同じクマが多い。例えば小グマが人間は怖いというのを分らないで，何回も出てくる。だから，頭数が多いわけではない。

それと，イノシシとクマの権限は違う。今，栗原と大崎と黒川で昨年イノシシを獲っている。イノシシの箱わなを掛けているが，30cmの穴からクマは間違いなく逃がっている。しかし，権限が違うため，オリでクマとイノシシ一緒に獲れない。権限を移譲すれば一緒に獲れる。ただ，クマのオリを改良してイノシシが獲れるようにしないとだめである。イノシシのオリは，細い鉄筋のため，入ったときに穴から逃げるようにしておかないと，壊されてしまう。だから，クマのオリをイノシシ用に改良しないとだめである。捕獲隊員から何でクマ入ったのに逃がすんだと苦情が来ている。だから，こっちは権限違うからだということを行っている。

事務局： 昨年度から宮城県でニホンジカとイノシシの個体数調整を実施しておりまして，イノシシについては，猟友会にお願いしており，箱わなを購入していただき，比較的密度の低いところでも実施していただいているが，その中でオリの構造の問題もあり，脱出口付きでという事をお願いしている。おそらくそういった問題はあろうと思うが，目的に応じてわなを使つていただきたいという思いもあるので，なお，確認をさせていただきたい。

岡委員： 他県の会議に出ると，震災の影響が保護管理計画に出ている。そのことに関して，次期計画に入れようとか入れまいとか，考えている県もあるが，宮城県ではいかがか。震災で，新たに取り入れなければいけないこと等ないのか。

事務局： 宮城県の場合，大きな被害は沿岸部であること。クマの生息域は，基本的には奥羽山脈であり，昨年度一年間延長させていただいたのが，いちばん大きな影響だったので，今回の変更では，考えていない。

部会長： 学習放獣だが，新規では期間内に実施するとある。下の方に移動放獣も書かれている。新しい案もでている。学習放獣と移動放獣を混同して使っているようだが，若干違うと思う。普通，県が推奨しているのは，移動放獣である。いわゆる，殺さないで山奥に移動して放す。学習放獣というのは，学習付けして，戻ってこないように教育をして，スプレーなりで教育付けして放す。似ているが，ニュアンスが違うので，学習放獣まで全部やるというのは，市町村にとって大変である。そのため，移動放獣の推進を目指すという意味合いではないかなと思う。一番上の期間内の実施はそう受け取った。それと合わせて，放獣先の問題が依然として岩手県の場合は付きまとうが，幸いなことに宮城県の場合は，殆どの重点地域が奥羽山脈に接している。麓だけの市町村がない。岩手県の場合だと，そうは行かず，奥山がない町が沢山ある。他の町にも持っていけず，結局離せないというのがあがるが，宮城の場合は奥羽山系から高速道路まで横長の町が多い。国有林との交渉はもちろんあるが，国有林と上手く交渉して行けば，移動放獣の可能性はあると思う。山形県では，国有林から了解を取り付けつつあり，国有林でも受け入れをする方向にあるようだ。宮城

県もその辺、関係機関との交渉という面も含めて次期計画の中に移動放獣という項目を設けた方がいいかと思う。

事務局： 移動放獣については、今年度も1頭実績があり、取り組んでいただいているところだが、学習放獣について、市町村に実施していただくというのは、難しいと思うので、可能であれば県として、モデル的にはなると思うが、取り組んでいきたいという思いもあり、項目を設けて記載して行こうというところである。

部会長： 国有林との協議の意向というのではないか。この会議に国有林は来ていないですね。岩手の場合は必ず呼んで、警察も呼んでいるが。

事務局： 有害捕獲の関係で最近市街地でクマが出没している状況があり、警察との連絡調整も既に始めているが、確かに会議の場にいるというのも有効だと思うので、そのことも含めて検討させていただきたい。

部会長： 是非国有林と交渉していただきたい。

伊澤委員： 先ほど狩猟頭数の話をしたが、一方で狩猟文化の維持と謳っている。狩猟文化の維持というのは、ただ鉄砲で撃てばいいという文化ではなく、狩猟がある程度、クマに対する圧力となり、警戒心を植えつけて里山は怖いんだと思わせる効果があった。そういう意味で言えば、頭数は制限しないと、クマは犬を使って追わせるとか、冬ごもり中の穴猟は禁止するとかの対策が必要になる。このようにすると、狩猟解禁日の11月15日から冬ごもりするまでの期間しか猟は出来ないわけで、この期間は、まだ木が茂っているため弾の当たる確立は低く、結果として追い上げに効く。このように狩猟文化は狩猟文化として別に考えるのではなく、統合して考えるべきだと思う。

部会長： そういう意味では春グマはかなり有効で意味があると思う。山形県の一部でやっているし岩手県でも第3次の計画に本格的に検討しようと、まさに今、検討している最中である。春グマを一定数獲るという事になると思うので、宮城県でも山で人がクマを追いかけて打つということを継続的にやっけていかないと、今年のような大量出没がますます増えると、確信を持って言える。今回、春グマまで入れるのは無理だと思うが、次の5年を見越して大幅にそういう人間の圧力をかける方向転換の計画に移していくステップとして今回の2次計画を位置づけた方がいいかと思う。

千葉委員： 親子グマで、親を銃殺すると子はそれを見て山に逃げていき、そのクマは今後、降りてこない。放獣は、やはり考えてもらいたい。一旦オリに入ったのは逃げたくて、鉄筋を噛む。そうすると歯も全然だめになる。放獣しても生きられないという事になる。人間は怖いという事を教えるのが一番効果がある。入れた個体にスプレーを掛けて教えるのは難しい。それよりは、追い上げの方がいい。その方法を考えるといいと思う。

部会長： オリ捕獲のクマは確かに酷い。最近岩手県もそうだが、ドラム缶で歯の立たないオリを推奨している。それだとあまり傷みがないので、放獣に適しているものいる。それから移動放獣を取り入れる場合には、オリの構造の指示指導をセットにしないと、全個体を山にもって行って放せばいいという問題でもないなのでその辺を是非ご検討といただきたいと思う。

いくつか問題点が出されたので、意見を整理し成案を作る前に各委員の意見を聞いてい

ただきたい。

事務局： 委員の皆様におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会の一切を終了いたします。